

官報号外

昭和四十年三月二十五日

○第四十八回 国会衆議院会議録 第二十二号

昭和四十年三月二十五日(木曜日)

議事日程 第二十号

昭和四十年三月二十五日

午後二時開議

第一 八郎潟新農村建設事業団法案(内閣提出)

第二 鹿馬法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(筆山茂太郎君外二十三名提出)

第三 日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(正する法律案(筆山茂太郎君外二十三名提出))

第四 鉄道敷設法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 電力用炭代金精算株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 医療金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 國立学校設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 八郎潟新農村建設事業団法案(内閣提出)

午後二時十二分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

日程第一 八郎潟新農村建設事業団法案(内閣提出)

日程第二 鹿馬法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(筆山茂太郎君外二十名提出)

日程第三 日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 鉄道敷設法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 電力用炭代金精算株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 医療金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 國立学校設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

八郎潟新農村建設事業団法案

右

国会に提出する。

昭和四十年二月二十二日

内閣総理大臣 佐藤 義作

(登記)

八郎潟新農村建設事業団法

目次

第一章 総則(第一条~第七条)

第二章 役員及び職員(第八条~第十八条)

第三章 業務(第十九条~第二十八条)

第四章 財務及び会計(第二十九条~第四十条)

第五章 監督(第四十一条~第四十二条)

第六章 雑則(第四十三条~第五十条)

第七章 罰則(第五十一条~第五十三条)

案(内閣提出)

第一条 八郎潟新農村建設事業団は、國營八郎潟

干拓事業により生ずる土地につき総合的かつ計画的に農地等の整備、農村施設の造成等の事業を行なうことにより、当該土地に係る区域に模式的な新農村を建設することを目的とする。

第二条 八郎潟新農村建設事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

第三条 事業団は、主たる事務所を秋田市に置く。

第四条 事業団の資本金は、二億円とし、政府がその全額を出資する。

第五条 事業団は、農林大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

第六条 事業団の資本金は、二億円とし、政府がその全額を出資する。

第七条 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

第八条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

第九条 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十条 事業団でない者は、八郎潟新農村建設事業団といふ名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十二条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について適用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 事業団に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

監事は、事業団の業務を監査する。

理事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

第十条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

第十二条 役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。
(役員の欠格条項)

第十三条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支

配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員の解任)

第十三条 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他の役員たるに適ないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするとときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼任禁止)

第十四条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十五条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。

(代理人の選任)

第十六条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関しこれを裁決する上又は裁判外の行為をする権限を有することのできる代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 秋田県南秋田郡大潟村(以下「大潟村」という。)の区域内における農地、宅地その他の用に供する土地の整備を行なうこと。

二 大潟村の区域内における次に掲げる施設の造成(当該施設と一体的に使用される施設の造成で大潟村に隣接する市町村の区域内におけるものを含む。)を行なうこと。

イ 公用又は公用に供する施設及び住民の共同の福祉のため必要な政令で定める施設(ロに掲げるものを除く。)

ロ 農業に係る共同利用施設及び農業者のための集団的な住宅

三 次に掲げる土地又は施設についての災害復旧を行なうこと。

イ 第一号の業務を行なうことにより整備された土地

ロ 前号の業務を行なうことにより造成された施設で事業団の所有に係るもの

四 前二号の業務を行なうことにより造成された施設の譲渡し及び当該施設のうち第一号ロ

に掲げるものの貸付けその他の管理を行なうこと。

イ 第一号の業務を行なうことにより整備された土地

ロ 前号の業務を行なうことにより造成された施設で事業団の所有に係るもの

四 前二号の業務を行なうことにより造成された施設の譲渡し及び当該施設のうち第一号ロ

に掲げる施設の用に供する土地その他の土地で第四十三条规定により取得したものの譲渡しを行なうこと。

六 大潟村の区域内における農業者の農業の用に供する機械器具の譲渡し及び貸付けを行なうこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

二 事業団は、前項の業務のほか、国又は地方公共団体からの委託を受けて次の業務を行なうことができる。

一 農業に関する技術及び知識の普及指導を行なうこと。

二 前項第一号から第三号までの業務として行なう工事と密接な関連を有する工事を行なうこと。

三 大潟村又はこれに隣接する市町村の区域内にある土地改良財産(土地改良法(昭和二十一年法律第二百九十五号)第九十四条の土地改良財産をいう。)の管理を行なうこと。

(基本計画)

第二十条 農林大臣(前条第一項第二号イに掲げた施設の造成、災害復旧、譲渡しその他業務に係る事項については、農林大臣及び自治大臣。以下この条から第二十二条まで、第三十条、第四十一条、第四十二条、第四十八条及び第五十二条において同じ。)は、事業団の成立後遅滞なく、前条第一項第一号及び第二号の業務につき、基本計画を定め、これを事業団に指示するとともに、その概要を公表しなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

第二十一条 事業団は、第一項の基本計画を定め、これを変更しようとするときは、秋田県知事及び大潟村の村長(大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律(昭和三十九年法律第二百六号)第四条第一項の規定により秋田県知事が定めた同村の長の職務を行なう者を含む。次条第三項において同じ。)の意見をきかなければならない。

(事業実施計画)

第二十二条 事業団は、第十九条第一項第一号から第三号までの業務を行なうとするときは、

政令で定めるところにより、事業実施計画を作成し、農林大臣の認可を受けなければならぬ

い。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十九条第一項第一号及び第二号の業務についての前項の事業実施計画の作成及び変更は、前条第一項の基本計画に基づいてしなければならない。

3 事業団は、第一項の事業実施計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、秋田県知事及び大潟村の村長に協議しなければならない。

(業務方法書)

第二十二条 事業団は、第十九条第一項第四号から第六号までの業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、政令で定める。

第三十三条 事業団は、政令で定めるところにより、第十九条第一項第一号の業務として行なう土地の整備によって利益を受ける者でその整備に係る土地の所有権を土地改良法第九十四条の八第四項の規定により取得したものその他農林大臣の指定するものに対する利益を限度として、当該業務に要する費用の全部又は一部を賦課徴収することができる。

2 前項に規定する者が同項の土地の全部又は一部をその地区に含む土地改良区の組合員である場合には、事業団は、その者に対する同項の規定による賦課徴収に代えて、その土地改良区に對し、当該賦課金の額に相当する額の金銭を賦課徴収することができる。

3 前二項の規定による賦課徴収の処分を受けた者は、その处分について不服があるときは、行政不服審査法(昭和三十七年法律第二百六十号)による異議申立てをすることができる。

(強制徴収)

第二十四条 事業団は、前条第一項又は第二項の

規定による賦課金の納付義務者がその納期限までにその賦課金を納付しないときは、期限を指定期して、これを督促しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による督促を受けた賦課金の納付義務者がその指定の期限までにその賦課金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、農林大臣の認可を受けて、国税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 事業団は、第一項の規定により督促をしたときは、同項の賦課金の額百円につき一日四錢の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、農林省令で定める場合は、この限りでない。

6 前条第三項の規定は、第一項、第三項又は前項の規定による処分について準用する。

(土地改良区の組合員に対する経費の賦課)

第二十五条 第二十三条第二項の規定による賦課金については、これを土地改良区の事業に要する経費とみなして、土地改良法第三十六条第一項、第二項及び第四項(経費の賦課)、第三十八条(賦課金等の徴収の委任)並びに第三十九条(譲渡しの対価等)の規定を準用する。

2 前項の規定による賦課徴収の処分を受けた者は、その处分について不服があるときは、行政不服審査法(昭和三十七年法律第二百六十号)による異議申立てをすることができる。

(強制徴収)

第二十六条 事業団は、第十九条第一項第四号から第六号までの規定による譲渡しを行なおうとするときは、政令で定める基準に従い、当該譲渡しに係る土地、施設及び機械器具の対価並びにその支払方法を定めなければならない。

(事業年度)

第二十七条 事業団は、第十九条第一項第五号の規定による土地の譲渡しを行なおうとするときは、政令で定めるところにより、農林大臣の認可を受けて土地譲渡計画を定め、これに基づき、譲り渡そうとする土地の所在、予定譲渡口数及び予定譲渡面積を公告しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による公告に係る土地を譲り受けようとする者は、農林省令で定めるところにより、譲受申込書を事業団に提出しなければならない。

3 事業団は、政令で定めるところにより、前項の譲受申込書を提出した者のうちから公告に係る土地を譲り渡すことが適當と認められる者を選定し、その者に当該土地を譲り渡さなければならぬ。

4 前項の規定による土地の譲渡については、その譲渡の契約において、政令で定めるところにより、当該契約に係る土地の用途並びに当該土地の譲受人又はその一般承継人が、その土地を譲り受けた日から起算して八年を経過しない間に、その土地の全部若しくは一部を当該用途以外の用途に供した場合又はその土地の全部若しくは一部を当該用途以外の用途に供するたために、その所有権を移転し、若しくはこれにつき地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定した場合における納付金に關する事項を定めなければならない。

5 事業団は、前項の納付金を徴収したときは、これを国に納付しなければならない。

(賦課金等の徴収の委任)

第二十八条 事業団は、政令で定めるところにより、第二十三条第一項又は第二項の規定による賦課金及び第二十六条の規定による譲渡しを行なおうとするときは、政令で定める基準に従い、当該譲

に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第三十条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

3 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけなければならない。

3 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 事業団は、農林大臣の認可を受けた長期借入金若しくは短期借入金をし、又は八郎潟新農村建設債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることが

(自治省設置法の一部改正)

第十八条 自治省設置法(昭和二十七年法律第一百六十一号)の一部を次のよう改訂する。

第四条第一項第十六号の三の次に次の二号を加える。

十六の四 八郎潟新農村建設事業団を監督すること。

第十条第九号の二の次に次の二号を加える。

九の三 八郎潟新農村建設事業団を監督すること。

第十一条第九号の二の次に次の二号を加える。

九の三 八郎潟新農村建設事業団を監督すること。

理由

国営八郎潟干拓事業により大規模に造成される土地に係る区域に模範的な新農村を建設するため、総合的かつ計画的に当該区域内における農地等の整備、農村施設の造成等の事業を行なうことを

業務とする機関として、八郎潟新農村建設事業団を設立し、その組織、業務、財務、会計等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

競馬法の一部を改訂する法律(昭和三十七年法律第八十三号)の一部を次のよう改訂する。
附則第七条中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

競馬法の一部を改訂する法律(昭和三十七年法律第八十三号)附則第七条に規定する市町村の財政事情にかんがみ、当該市町村が競馬を施行することができる期間をさらに三年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

競馬法の一部を改訂する法律の一部を改訂する法律案を提出する。

昭和四十年三月三日

提出者

笠山茂太郎	中島 茂喜
江崎 真澄	上村千一郎
天野 公義	奥野 誠亮
亀岡 高夫	亀山 孝一
仮谷 忠男	久保田円次
倉成 正	佐々木秀世

[報告書は本号末尾に掲載]

○板谷忠男君 ただいま議題となりました二法案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

まず、内閣提出、八郎潟新農村建設事業団法案について申し上げます。

本案は、国営八郎潟干拓事業により大規模に造成される地域に模範的な新農村を建設するため、國の指示する基本計画に基づいて総合的かつ計画

なうことを業務とする八郎潟新農村建設事業団を設立することとし、その組織、業務、財務、会計等について所要の規定を設けようとするものであります。

本案は、二月二十三日提出され、三月十八日質疑を終了し、同月二十三日多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自民、社会及び民社の三党共同提案により、八郎潟中央干拓地において真に模範的な新農村が建設されるよう五項目にわたる附帯決議が付されましたことを申し添えます。

次に、笠山茂太郎君外二十三名提出、競馬法の一部を改訂する法律の一部を改訂する法律案について申し上げます。

競馬法の一部を改訂する法律の附則第七条に規定する市町村が競馬を施行することができる期間をさらに三年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案は、当該市町村の財政事情にかんがみまして、その期間をさらに三年間延長する必要があるとして提出されたものであります。

本案は、三月四日付託され、三月二十四日、質疑を終了し日本社会党を代表して東海林委員からは、昭和四十年三月三十一日までとなつておりますが、本案は、当該市町村の財政事情にかんがみまして、その期間をさらに三年間延長する必要があるとして提出されたものであります。

本案は、三月四日付託され、三月二十四日、質疑を終了し日本社会党を代表して東海林委員からは、昭和四十年三月三十一日までとなつておりますが、本案は、当該市町村の財政事情にかんがみまして、その期間をさらに三年間延長する必要があるとして提出されたものであります。

日本国有鉄道法の一部を改訂する法律案を提出する。

す。

なお、本案に対しましては、民主社会党の提案により、政府は、この期間中において、指定市町の財政を確立し、将来指定廃止に努力すべきものである旨の附帯決議を多數をもつて付することに決したことを申し添えまして、私の報告を終わります。(拍手)

○板谷忠男君 両案を一括して採決いたしました。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 両案を一括して採決いたしました。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 「賛成者起立」

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

昭和四十年三月二十五日 衆議院会議録第二十二号 関税定率法等の一部を改正する法律案

同表第一五二六号及び第二一〇〇六号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第一五〇四号及び第二五〇五号を次のように改める。

二五〇四

黒鉛(天然のものに限る。)

二 その他のもののうち粉状のもの

(1) 課税価格が一キログラムにつき四五円以下のもの

(2) 課税価格が一キログラムにつき四五円をこえ、四九円五〇銭以下のもの

一〇% 昭和四一年三月

昭和四一年三月

一キログラムにつき、課税価格と四九円五〇銭との差額

一五〇五 砂(着色したものを含み、天然のものに限るものとし、金属鉱を除く。)

一けい砂

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

無税 昭和四一年三月

無税 昭和四一年三月

(2) その他のもの

同表第一五二三号の税率の欄中「一〇円」を「八円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改める。

同表第二五二九号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第二五二〇号を次のように改める。

二五二〇 石膏(無水のもの及び焼いたものを含む。)及びこれをもととしたプラスター(着色したものと含むものとし、歯科用に調製したものと除く。)

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

無税 昭和四一年三月

三一日

同表第二七〇一号の次に次のとおりに加える。
二七〇四 コークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は石炭から製造したものに限る。)

同表第二七〇九号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第二七一〇号を次のように改める。

二七一〇 石油(原油を除く。)及び石油製品(石油の含有量が水分を除いた全重量の七〇%以上の製品に限るものとし、他の号に掲げるものを除く。)

同表第二七一〇号の次に次のとおりに加える。
二七一〇 一 石油(第三八一四号に掲げる石油添加剤以外の物品を加えたもので、その物品の重量が水分を除いた全重量の五%に満たないものを含む。)

(2) その他のもの

一〇% 無税 昭和四一年三月

三昭和四一年三月

同表第二五二四号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第二六〇一号を次のように改める。

二六〇一 金属鉱(精鉱を含むものとし、硫化鉄鉱にあつては、焼いたものに限る。)

四 マンガン鉱

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

一〇% 昭和四一年三月

三一日

一キログラムにつき、課税価格と四九円五〇銭との差額

一五〇六 石灰(アソチモンド鉱を除く。)

(2) その他のもの

イ マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九%をこえるもの

ロ その他のもの

一二・五% 乾燥重量一トンにつき四〇〇円
無税 昭和四一年三月

三昭和四一年三月

一二・五% 乾燥重量一トンにつき四〇〇円
無税 昭和四一年三月

三昭和四一年三月

一二・五% 乾燥重量一トンにつき四〇〇円
無税 昭和四一年三月

三昭和四一年三月

昭和四十年三月二十五日 衆議院会議録第二十二号

関税定率法等の一部を改正する法律案

(五) 潤滑油(流動バラフィンを含む。)
ロ その他のもののうち伸展油(温度

(2) その他のもの

(1) 製油の原料として使用されるもの

ハ 温度一五度における比重が○・九二七三をこえるもの。

(2) その他のもの

(1) 製油の原料として使用されるもの

ロ 温度一五度における比重が○・九二七三をこえ、○・九二七三以下のもの

(2) その他のもの

(1) 製油の原料として使用されるもの

イ 温度一五度における比重が○・九二七三をこえ、○・九二七三以下のもの(これらの物品を原料とする製油が関税法第五条(保税工場の許可)に規定する保税業により行なわれた場合の製品で、同法第四条第二号(原料課税)の税關長の承認を受けたものを含む。以下この号において同じ。)

(一) 摻發油
ロ その他のもののうち政令で定める石油化學製品製造用のもの

(四) 重油及び粗油

イ 温度一五度における比重が○・九二七三をこえ、○・九三以下のものであつて、ステレン及びブタジエンを原料として合成ゴムを製造する際に混入して使用するものに限る。)

一キロリットルにつき 二五〇円	昭和四一年三月
一キロリットルにつき 三一〇円	昭和四一年三月

同表第二七一四号、第二八〇五号及び第二八一八号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第二八二〇号の税率の欄中「5%」を「無税」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第二八二八号及び第二八三五号を次のように改める。

一五度における比重が○・八九をこえ、○・九三以下のものであつて、ステレン及びブタジエンを原料として合成ゴムを製造する際に混入して使用するものに限る。)

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

無税	昭和四一年三月
無税	昭和四一年三月

同表第二九三七号を削り、同表第二九四二号及び第三三〇五号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同号の次に次のように加える。

三七〇一

感光性の写真用ロールフィルム及び映画用
フィルム(露光してないものに限る。)

二

映画用フィルム

(一) 天然色用のもの

ロ その他のもののうちフィルムの幅
が三〇ミリメートルをこえ、四〇

ミリメートル以下のカラーフィル
ム(撮影用又は複製用のものに限
る。)

が三〇ミリメートルをこえ、四〇

ミリメートル以下のカラーフィル
ム(撮影用又は複製用のものに限
る。)

三八〇五

トールオイル
一 粗製のもの

無税
昭和四一年三月
三一日

一五%
昭和四一年三月
三一日までにお
いて政令で定め
る日

同表第三八一四号、第四四〇三号から第四四〇五号まで及び第四四一三号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第四八〇一号の品名の欄中「砂木パ
ルプを含むもののうち、一平方メートルの重量が五八グラム以下で、幅が八〇センチメートルをこ
えるロール状のものに限る。」の下に「のうち幅が一六一センチメートル以上のもの」を加え、同号
の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改める。

同表第四八〇九号、第五八〇九号及び第五八一〇号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を
「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第六〇〇一号を削り、同表第六二〇三号及び第六七〇二号の
適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第七一〇三号を削
り、同表第七三〇二号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改
め、同表第七四〇一号を削り、同表第七五〇一号から第七五〇五号まで及び第七六〇一号の適用期
限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第七六〇二号から第七
六〇二まで、第七六〇六号及び第七六一二号を次のように改める。

七六〇二

アルミニウムの棒、形材及び線
一 棒及び形材

二 線

アルミニウムのはく(浮出し模様を付けたも
の、切つたもの、あなをあけたもの、塗装し
たもの、印刷したもの及び紙その他の補強材
で裏張りしたものを含むものとし、はくのみ

七六〇三

アルミニウムのはく(浮出し模様を付けたも
の、切つたもの、あなをあけたもの、塗装し
たもの、印刷したもの及び紙その他の補強材
で裏張りしたものとし、はくのみ

七六〇四

アルミニウムのはく(浮出し模様を付けたも
の、切つたもの、あなをあけたもの、塗装し
たもの、印刷したもの及び紙その他の補強材
で裏張りしたものとし、はくのみ

の厚さが〇・一五ミリメートル以下のものに
限る。)

一一三% 昭和四一年三月
一一三% 昭和四一年三月
一一三% 昭和四一年三月
一一三% 昭和四一年三月

アルミニウムの管及び中空棒
二 塊・粉、フレーク及びくず
三 粉及びフレーク

同表第七九〇一号、第八〇〇一号及び第八一〇三号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を
「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第八一〇四号を次のように改める。

年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第八一〇四号を次のように改める。
八一〇四 卑金属及びその製品(他の号に掲げるものを除く。)

同表第八四五号の品名の欄中「被加工物の孔の内面のほかその孔軸に直角な端面又は底面を自
動的に」「砥石軸を一本有するもので、被加工物の孔の内面とその孔軸に直角な端面又は底面とを
同時に、かつ、自動的に」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三
月三一日」に改め、同表第八四五二号を次のように改める。

同表第八四五二号を次のように改める。
八四五二 計算機及び会計機、金銭登録機その他これらに
類する計算機構を有する機械(電子計算機
を含むものとし、次号に掲げるものを除く。)

一 電子計算機
二 計数型電子計算機(計算機本体、
これと電気的に接続して作動する入
力機、出力機、入出力機及び記憶機並
びに磁気テープコンバーター及び磁
気テーププリンタに限るものとし、これらに附属する制御機及び入
出力機(読み取り速度が毎分八〇〇枚以
上のものに限る)、ラインプリンタ(四
八種類以上の活字を有し、印刷
速度が毎分九〇〇行をこえるものに
限る)及び記憶機(磁気テープ式で
六ビット以上で構成される字の記録
速度が毎秒九〇、〇〇〇字以上のも

の、磁気ドラム式で記憶容量が四、
〇〇〇、〇〇〇字以上のもの、磁気
円板式のもの及び磁気カード式のも
のに限る。)並びにこれらに附属する
制御機

一五% 昭和四一年二月
三一日

附則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行す
る。ただし、第一条中國税定率法第二条並びに
第十五条第一項第六号及び第七号の改正規定、
第二条中國税法第四条第五号、第十一条第二十
三条、第二十六条、第九十七条第一項及び第一百十
四条の改正規定並びに附則第三項の規定は、昭
和四十年七月一日から施行する。

2 改正後の中國税定率法第十条第二項の規定は、
昭和三十九年六月一日以後災害その他やむを得
ない理由により滅失し又は変質し、若しくは
損傷した貨物で同項の規定に該当するものにつ
いて適用する。

3 第一項ただし書に定める施行日前に中國税定率
法第十五条第一項第六号又は第七号の規定によ
り關稅の免除を受けた貨物については、なお從
前の例による。

4 この法律の施行前にした行為及び前項の規定
により從前の例によることとされる貨物に係る
この法律の施行後にした行為に対する罰則の適
用については、なお從前の例による。

5 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次
のように改正する。
第二十二条の三第一項中「(変質又は損傷によ
る減税)」を「(変質、損傷等の場合の減税又はも
どし税)」に、「同法第十条に規定する」を「これ
に当該酒類に係る同法第十条第一項の」に改め
る。

6 物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一
部を次のよう前に改正する。
第十三条第三項中「(変質又は損傷による減
税)」を「(変質、損傷等の場合の減税又はも
どし税)」に改めることとする。

税)に改める。

7 自家用自動車の一時輸入に関する通關條約の
実施に伴う中國税法等の特例に関する法律(昭和
三十九年法律第一百一号)の一部を次のよう改
正する。

第五条第一項中「第十条」を「第十条第一項」に
改める。

理由

最近における經濟状勢の変化に対応するため、
關稅率等について所要の改正を行ない、あわせ
て、最近における外國貿易の実情にかえりみ開港
を追加するとともに、船用品及び機用品の積込手
續の簡素化その他所要の規定の整備を図る必要が
ある。これが、この法律案を提出する理由であ
る。

この法律の施行前にした行為及び前項の規定
により從前の例によることとされる貨物に係る
この法律の施行後にした行為に対する罰則の適
用については、なお從前の例による。

大

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大
蔵委員長吉田重延君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔吉田重延君登壇〕

○吉田重延君 ただいま議題となりました中國税
率法等の一部を改正する法律案について、大蔵委
員会における審査の経過並びに結果を御報告申し
ます。

上げます。

この法律案は、最近における經濟情勢の変化に
対応するため、主として次の諸点について改正を行
なうこととしたとしてあります。

改正法を通じ二十品目についてその実行税率の
引下げ等をはかるとともに、本年三月三十日以
降の暫定税率の適用期限が到来する百九品目のうち
九十一品目にについてその適用期限を延長すること
といたしております。

第二は、本年三月三十日に適用期限が到来す
る重要な機械類や脱脂粉乳等の暫定關稅免除及び關
稅還付制度の適用期限を今後さらに一年間延長す
るほか、新たに農林漁業用重油の暫定關稅免除制
度の対象となるA重油の範囲を実情に即応するよ
う調整するとともに、關稅納付済みの原油等より
製造された揮発油をアンモニア系窒素肥料の原料
として使用した場合には、その揮発油が負担して
いると認められる關稅を還付することといたして
おります。

第三は、身体障害者用に特に製作された器具等
について關稅を免除することとし、また、教育用
の撮影済みフィルム、スライド、レコード、録音
済みテープ等を特定用途免税の対象とすることと
いたしております。

第四は、輸入の許可を受けた貨物が、許可後引
き続き保稅地域または稅關長の指定する場所に置
かれている間に、災害等により滅失、変質、損傷
した場合には、その關稅の全部または一部を払い
戻すことができる」といたしております。

第五は、最近における外國貿易の実情に顧み
て新たに開港として相生港及び大分港を指定するこ
とといたしております。

第六は、船用品及び機用品の積み込みの場合の
手続の簡略化及び戻し税制度の手続の簡素化を
かることとするほか、原産地虚偽表示の防止に関
するマドリッド協定の改正に伴い、関係規定の整
備を行なうこととしたとしてあります。

本法律案につきましては、去る二十三日、質疑
を終了いたしましたが、本案に對して、山中貞則
君外二十三名より修正案が提出いたされました。
修正案の内容は、最近輸入トウモロコシを原料
とするコーンスターの生産が急激に増加し、國
内のカンショまたはパレイショでん粉との間に競
合關係を生ずるに至り、国内のノモの生産者及び
でん粉加工業者が苦況に追い込まれている状況に
ありますので、現在一〇%の關稅を課しているト
ウモロコシについて、關稅割り當て制度を採用
し、第一次稅率一〇%、第二次稅率二五%の關稅
暫定措置を、昭和四十二年三月三十日までの二
ヵ年間を限り実施しようとするものであります。
なお、コーンスターの用トウモロコシの輸入に
つきましては、一次稅率による割り當て量を、今
後二ヵ年間を限り製品換算で十八万トンとするこ
とに、大蔵、農林兩省間において覚え書きが取り
かわされております。

次いで、本案並びに修正案に對し、日本社会党
を代表して有馬輝武君が討論を行ない、修正案の
意図する方向において異論はないが、コーンス
ターチの生産が急速にふえてくる趨勢にかんが
み、第一次稅率一五%、トウモロコシの輸入割り
當て数量は十五万トンが適切であるとして、反対
の意見を表明いたされました。統いて、修正案並
びに修正部分を除く原案についてそれぞれ採決い
たしましれたところ、いずれも多數をもつて可決
し、本案は修正議決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

【参照】
関税定率法等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

関税定率法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第三条のうち、別表の改正に関する部分中「別表第〇四〇二号から第〇四〇四号まで、第〇七〇

一〇〇五
とうもろこし(関税定率法第二十三条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)
(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国际市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

一〇〇%
二五%
昭和四二年
三月三一日
三月三二日

○議長(船田中君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

法律案(内閣提出)
日程第六 住宅金融公庫法の一部を改正する
法律案の一部を改正する法律案

国會に提出する。

昭和四十年二月八日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

五号、第一〇八〇一号、第一〇九〇一号、第一〇〇一
号、第一〇〇三号、「」を削り、「第一〇〇六号」を
「同表第一〇〇六号」に改め、同表の改正に關する
部分の前に次のように加える。
別表第〇四〇二号から第〇四〇四号まで、第
一〇〇一号及び第一〇〇三号の適用期限の欄中
「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三
一日」に改め、同号の次に次のように加える。

五号、第一〇八〇一号、第一〇九〇一号、第一〇〇一
号、第一〇〇三号、「」を削り、「第一〇〇六号」を
「同表第一〇〇六号」に改め、同表の改正に關する
部分の前に次のように加える。

別表第〇四〇二号から第〇四〇四号まで、第
一〇〇一号及び第一〇〇三号の適用期限の欄中
「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三
一日」に改め、同号の次に次のように加える。

該事業により建設される学校施設で政令で定
めるもの(以下「学校施設」という。)の建設に
必要な資金

第十七条第五項中「改修」を「改良」に改め、同項
第十一項第一号中「災害復興住宅」を「学校施設、
災害復興住宅」に改め、同項第四号中「改修中」を
「改良中」に、「災害復興住宅」を「学校施設、災害
復興住宅」に、「改修工事」を「改良工事」に改める。

第十八条中「改修」を「改良」に改める。

第十九条を削り、第十九条の二を第十九条とす
る。

第二十条第一項の表中「建設費が」を「購入の場
合にあつては購入価額とし、建設費又は購入価額

が」に改め、同項第二項中「第十七条第一項第二号
から第四号までの規定に該当する者で土地を所有
するもの」を「土地又は借地権を有する者」に、「同
条第一項」を「第十七条第一項」に、「土地の取得」

を「土地又は借地権の取得」に改め、同項第三項中
「又は」を「若しくは」に、「の九割」を「又は学校施
設の建設費の九割」に改め、同項第八項を同項第
十項とし、同項第七項中「中高層耐火建築物等」を
「学校施設又は中高層耐火建築物等」に改め、同項
を同項第九項とし、同項第六項を同項第八項と
し、同項第五項の次に次の二項を加える。

第十七条第一項第三号又は第四号の規定に該
当する者が同項の規定による貸付けを受けて建
設する住宅その他の住宅で政令で定めるもの

6 第十七条第一項第三号又は第四号の規定に該
当する者が同項の規定による貸付けを受けて建
設する住宅その他の住宅で政令で定めるもの

7 土地又は借地権を有する者が当該土地に中高
層耐火建築物等での全部が住宅であるものを
建設する場合において、当該中高層耐火建築物
等内の自ら居住するため住宅を必要とする者に
対し賃貸し、又は譲渡する部分の建設について
第十七条第十項の規定による貸付けを受けると
きは、その貸付金の金額の限度は、第五項の規
定にかかわらず、第二項の例による。当該中高
層耐火建築物等内の当該土地又は借地権を有す
る者が自ら居住するため必要な部分について
も、同様とする。

第二十二条の三第三項ただし書中「第七号に該
当する場合においては、当該住宅」の下に「学
校施設」を加え、同項第七号中「災害復興住宅」を
「学校施設、災害復興住宅」に改める。

第二十三条第一項中「災害復興住宅」を「学校施
設、災害復興住宅」に、「改修」を「改良」に改
め、同項第二項中「改修」を「改良」に、「災害
復興住宅」を「学校施設、災害復興住宅」に改める。

第二十四条第二項中「災害復興住宅」を「学校施
設、災害復興住宅」に、「改修」を「改良」に改
める。

第二十五条第二項中「改修」を「改良」に、「災害
復興住宅」を「学校施設、災害復興住宅」に改
める。

第二十六条第二項中「災害復興住宅」を「学校施
設、災害復興住宅」に、「改修」を「改良」に、「災害
復興住宅」を「学校施設、災害復興住宅」に改
める。

第二十七条第二項中「災害復興住宅」を「学校施
設、災害復興住宅」に、「改修」を「改良」に改
める。

第二十八条第二項中「改修」を「改良」に、「災害
復興住宅」を「学校施設、災害復興住宅」に改
める。

第二十九条第二項中「改修」を「改良」に、「災害
復興住宅」を「学校施設、災害復興住宅」に改
める。

第三十条第二項中「改修」を「改良」に、「災害
復興住宅」を「学校施設、災害復興住宅」に改
める。

第三十一条第二項中「改修」を「改良」に、「災害
復興住宅」を「学校施設、災害復興住宅」に改
める。

第三十二条第二項中「改修」を「改良」に、「災害
復興住宅」を「学校施設、災害復興住宅」に改
める。

第三十三条第二項中「改修」を「改良」に、「災害
復興住宅」を「学校施設、災害復興住宅」に改
める。

第三十四条第二項中「改修」を「改良」に、「災害
復興住宅」を「学校施設、災害復興住宅」に改
める。

第三十五条第二項中「改修」を「改良」に、「災害
復興住宅」を「学校施設、災害復興住宅」に改
める。

第三十六条第二項中「改修」を「改良」に、「災害
復興住宅」を「学校施設、災害復興住宅」に改
める。

第三十七条第二項中「改修」を「改良」に、「災害
復興住宅」を「学校施設、災害復興住宅」に改
める。

第三十八条第二項中「改修」を「改良」に、「災害
復興住宅」を「学校施設、災害復興住宅」に改
める。

第三十九条第二項中「改修」を「改良」に、「災害
復興住宅」を「学校施設、災害復興住宅」に改
める。

第四十条第二項中「改修」を「改良」に、「災害
復興住宅」を「学校施設、災害復興住宅」に改
める。

前項の規定にかかわらず、当該部分の建設費の
八割に相当する金額とする。

7 土地又は借地権を有する者が当該土地に中高
層耐火建築物等での全部が住宅であるものを
建設する場合において、当該中高層耐火建築物
等内の自ら居住するため住宅を必要とする者に
対し賃貸し、又は譲渡する部分の建設について
第十七条第十項の規定による貸付けを受けると
きは、その貸付金の金額の限度は、第五項の規
定にかかわらず、第二項の例による。当該中高
層耐火建築物等内の当該土地又は借地権を有す
る者が自ら居住するため必要な部分について
も、同様とする。

第四十六条第一項各号列記以外の部分中「会社その他の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者」を「その違反行為をした会社その他の法人の代表者若しくは人又は会社その他の法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者」に改め、同項第三号及び第四号中「住宅」の下に「、学校施設」を加え、同条第二項中「、代理人」を「又は法人若しくは人の代理人」に改め、「その法人」の下に「又は人」を加える。

第四十八条の二中「役員又は職員」を「代表者若しくは人又は会社その他の法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者」に改める。

第四十九条第四号を削り、同条第五号中「第六項」を「第八項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第八項」を「第十項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号及び第八号を一号ずつ繰り上げる。

(附則)

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

(産業労働者住宅資金融通法の一部改正)

2 産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項を削る。

第九条第一項の表中「公庫法第二条第四号」を「住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号。以下「公庫法」という。）第二条第四号」に改め、同条第二項中「第六項」を「第八項」に改め、同号を同条第三号とし、

同条第二号を削り、同条第三号中「第六項」を「第八項」に改め、同号を同条第二号とし、

同条第三号とする。

（北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正）

3 北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正す

る。

適用については、なお、從前の例による。

理由

住宅金融公庫の業務の範囲を拡大して、法人以外の者による賃貸住宅又は分譲住宅の建設、新住宅市街地開発事業等による学校施設の建設等に必要な資金を貸し付けることができるとしている。

ともに、賃貸住宅又は分譲住宅のある中高層耐火建築物等に必要な資金の貸付限度を引き上げることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外の者による賃貸住宅又は分譲住宅の建設、新住宅また分譲住宅その他の住宅で、政令で定めるものと一体として建設される中高層耐火建築物等内の店舗、事務所等の貸し付け金の限度を引き上げるものとした。

第四に、土地または借地権を有する者が、住宅を必要とする者に対し、賃貸しまたは譲渡するため、中高層耐火建築物等でその全部が住宅であるものを建設する場合には、その貸し付け金の限度は、建設費のほぼ全額とすることができるものとした。

第三に、公庫の貸し付けを受けた建設された賃住宅また分譲住宅その他の住宅で、政令で定められたものと一体として建設される中高層耐火建築物等内の店舗、事務所等の貸し付け金の限度を引き上げるものとした。

第五に、公庫の貸し付けの対象となる住宅の床面積及び建設費の制限を除くものとした。

第六に、公庫の理事の定員を一人増員し、六人以内としたこととなります。

本案は、去る二月十一日本委員会に付託され、その間、慎重審議いたしましたが、その詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

かくて、三月二十五日、本案に対する質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（船田中君） 委員長の報告を求めます。建設委員長森山欽司君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔森山欽司君登壇〕

○森山欽司君 ただいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の住宅金融公庫の貸し付けに対する要望等にかんがみ、公庫の業務範囲を拡大して、実情に即した貸し付け制度にする等を目的とするもので、おもな内容は次のとおりであります。

表中 〔防寒住宅であつて、且つ、耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅であることを要しない。〕を「でなければならぬ。」に改め	〔防寒住宅であることを要する。〕を削
〔防寒住宅であつて、且つ、耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅であることを要しない。〕を「でなければならぬ。」に改め	〔防寒住宅であることを要する。〕を削

り、同条第五項中「第六項」を「第八項」に、「第

七項及び第八項」を「第九項及び第十項」に改め

る。

第九条第一項中「であつて、融通法第七条第一項において準用する公庫法第十九条に規定する住宅」を削り、同条第二項中「第一項又は第二項」を削り、同条第四項中「第六項」を「第八項」に改め、「第七項及び第八項」を「第九項及び第十項」に改める。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の

改め。

(経過規定)

4 住宅金融公庫の貸付金額の限度並びに利率及び償還期間に關しては、この法律による改正後

の規定は、住宅金融公庫が昭和四十年四月一日以降に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に

資金の貸付けの申込みを受理したものとします。

第一に、公庫の貸し付けを受けて住宅を必要とする者に住宅を建設して、賃貸し、または譲渡す

る事業を行なう者の範囲が、会社その他の法人で

あつたのに、個人でも行なえるものとした。

第二に、公庫は新住宅市街地開発事業またはこれに準する政令で定める事業について、土地の取

得造成資金を貸し付ける場合には、学校施設で政令で定めるものの建設に必要な資金をあわせて貸し付けることができるものとした。

第三に、公庫の貸し付けを受けた建設された賃住宅また分譲住宅その他の住宅で、政令で定められたものと一体として建設される中高層耐火建築物等内の店舗、事務所等の貸し付け金の限度を引き上げるものとした。

第五に、公庫の貸し付けの対象となる住宅の床面積及び建設費の制限を除くものとした。

第六に、公庫の理事の定員を一人増員し、六人以内としたこととなります。

本案は、去る二月十一日本委員会に付託され、その間、慎重審議いたしましたが、その詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

かくて、三月二十五日、本案に対する質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○議長（船田中君） 起立多数。よって、本案は委

昭和四十年三月二十五日 衆議院会議録第一二二号 電力用炭代金精算株式会社法の一部を改正する法律案

員長報告のとおり可決いたしました。

**日程第七 電力用炭代金精算株式会社法の一
部を改正する法律案(内閣提出)**

○議長(船田中君) 日程第七、電力用炭代金精算株式会社法の一部を改正する法律案を議題といたします。

電力用炭代金精算株式会社法の一部を改正する法律案

右

昭和四十年二月二十二日

内閣總理大臣 佐藤 義作

電力用炭代金精算株式会社法の一部を改正する法律案

電力用炭代金精算株式会社法(昭和三十八年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

電力用炭販売株式会社法

第一条中「電力用炭代金精算株式会社」を「電力用炭販売株式会社」に、「代金の受渡し」を「購入及び販売」に改め、「石炭の」の下に「供給の円滑化及び」を加える。

第二条第一項中「電力用炭代金精算株式会社」を「電力用炭販売株式会社」に改め、同条第二項中「一億円」を「一億五千万円」に改める。第三条中「電力用炭代金精算株式会社」を「電力用炭販売株式会社」に改める。

第四条中「五人以内」を「六人以内」に改める。第七条第一号中「購入した」を削り、「代金の受渡し」を「購入及び販売」に改め、同条第二号中「石炭の」の下に「供給の円滑化並びにその」を加える。

第十四条から第十九条までを次のように改める。(電力用炭の購入又は販売の契約の締結)

第十四条 会社は、石炭の販売業者(会社を除く)。

以下同じ。)から、当該石炭の販売業者が電力用炭を出荷すべき電気事業者の氏名又は名称及び当該電力用炭の数量、銘柄その他の通商産業省令で定める取引条件(価格を除く。)を定めた電力用炭の販売の申込みを受け、電気事業者から、当該電力用炭の購入の申込みを定めた電力用炭の販売業者の氏名又は名称及び当該電力用炭の数量、銘柄その他の通商産業省令で定める取引条件(価格を除く。)を定めた電力用炭の販売の申込みを受け、電気事業者から、当該電力用炭の購入の申込みを定めた電力用炭の販売業者の氏名又は名称及び当該電力用炭の数量、銘柄その他の通商産業省令で定める取引条件(価格を除く。)を定めた電力用炭の販売の申込みを受けた場合において、販売の申込みと購入の申込みの内容とが合致するときは、当該電力用炭について、当該申込みの内容に従い、次条第一項の購入価格により当該石炭の販売業者と購入の契約をし、同項の販売価格により当該電気事業者と販売の契約をしなければならない。ただし、災害その他通商産業省令で定める事由により購入又は販売の契約をすることが第七条第一号に掲げる事業の遂行に支障を及ぼすと認められる場合において、通商産業大臣が承認したときは、この限りでない。

社が第七条第一号に掲げる事業を営むことができない場合その他通商産業省令で定める場合に是、適用しない。

(電力用炭の供給の円滑化のための指示)

第十七条 通商産業大臣は、災害の発生等により特定の地域において電力用炭の供給が著しく不足した場合その他電力用炭の供給が円滑を欠いていると認められる場合には、会社に対し、そ

の供給の円滑化を図るため必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第十八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十一年法律第五十四号)の規定は、会社の行なう正当な行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(第十九条 削除)

第二十四条を次のように改める。

(第二十五条 削除)

第二十七条から第二十九条までを次のように改める。

(第二十六条 削除)

第二十七条から第二十九条までを次のように改める。

(第二十七条 削除)

第二十七条 第十六条第一項又は第二項の規定に違反して、電力用炭の販売又は購入の契約をした者は、十万円以下の罰金に処する。

(第二十八条 削除)

第二十八条 第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

(第二十九条 削除)

第二十九条 「前三条」を「第二十七条又は第二十八条」に改める。

(第三十条 削除)

第三十条第六号の次に次の二号を加える。

六の二 第十四条の規定に違反して、購入又は販売の契約をしなかつたとき。

(第三十一条 削除)

この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 電気事業者は、石炭の販売業者と電力用炭の購入の契約をしてはならない。

3 前二項の規定は、災害その他の事由により会

2 改正前の第一条の規定により設置された電力用炭代金精算株式会社は、この法律の施行の日において、改定後の同条に規定する電力用炭販売株式会社となるものとする。

3 改正前の電力用炭代金精算株式会社の規定によつて電力用炭代金精算株式会社に対してした処分又は同法の規定によつて電力用炭代金精算株式会社がした手続その他の行為は、改定後の電力用炭販売株式会社の相当規定によつて電力用炭販売株式会社に対してした処分又は同法の相当規定によつて電力用炭販売株式会社がした手続その他の行為とみなす。

4 この法律の施行前に、石炭の販売業者が販売の契約をし、又は電気事業者が購入の契約をし、又は電力用炭の代金の受渡し、代金債権の消滅等に關する届出、販売に關する契約書等の送付及び販売価格に關する報告については、なお従前の例による。ただし、改定前の電力用炭代金精算株式会社第七条、第十四条から第二十一条まで、第二十三条第一項及び第二十四条第一項の中「会社」とあるのは、「電力用炭販売株式会社」とする。

5 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる電力用炭の代金の受渡し、代金債権の消滅等に關する届出、販売に關する契約書等の送付及び販売価格に關する報告に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際現にその商号中に電力用炭販売株式会社という文字を使用している者について、改定後の第三条の規定は、この法律の施行後六ヶ月間は、適用しない。

7 この法律の施行に伴い必要な登記については、登録税を免除する。ただし、増加資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

理由

電力用炭の価格の安定及び供給の円滑化を図るため、電力用炭代金精算株式会社の事業として電力用炭の購入及び販売に関する事業等を加えるとともに、会社の名称を変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長加藤高藏君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔加藤高藏君登壇〕

○加藤高藏君 ただいま議題となりました電力用炭代金精算株式会社法の一部を改正する法律案について、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は、第二次石炭鉱業調査團の答申に基づく石炭対策の一環として提案されたもので、石炭鉱業の現状に対処し、企業収支の改善をはかるため、炭価の引き上げを行なうこととなり、特に需要部門の大宗をなす電力用炭についての炭価引き上げを実効あらしめ、あわせて石炭供給の円滑化に資する目的をもつて現行の電力用炭代金精算株式会社を改組し、その機能を強化しようとするものであります。

そのおもな内容は、電力用炭の価格の安定と供給の円滑化等をはかるため、名称を電力用炭販売株式会社に改め、従来の電力用炭代金の一手受け渡し事業を廃止し、それにかえて電力用炭の一手

購入及び一手販賣に關する事業を行なわせることとし、この間、電力会社間の炭価引き上げ幅を調整しようとするものであります。

さらに、石炭供給の円滑化に資するための業務を加えたほか、政府出資限度額の引き上げ、当該会社の取締役の増員等を定めたものであります。

本案は、去る二月二十二日當委員会に付託さ

れ、同月二十四日櫻内通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、自來、數次にわたり慎重な審議を行ない、昨三月二十四日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第八 医療金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一部を改正する法律案を議題といたします。

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和四十一年二月八日

内閣總理大臣 佐藤 栄作

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○井村重雄君 ただいま議題となりました医療金融公庫法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

医療金融公庫法(昭和二十五年法律第九十五号)第三条中「事務所」を「主たる事務所」に改め、同十五年設立以来、その業務量が年々増加の一途をたどってきましたので、今回、従たる事務所を設置するとともに、理事の定員を一名増加することができる」といたすものであります。

本案は、去る二月八日本委員会に付託となり、三月二十四日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第九 国立学校設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

一部を改正する法律案を議題といたします。

昭和四十年三月二十五日 衆議院会議録第二十二号 国立学校設置法等の一部を改正する法律案

昭和四十年二月三日

右

国会に提出する。

國立学校設置法等の一部を改正する法律

(國立學文設置法) 一部(皮正)

第一条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表北海道大学の項中「医学部」を「医学部」に改め、同表弘前大学の項中「文理教育部」

学部「人文学部
教育学部
理学部」に改め、同表中

	東北大学	文学部
	宮城県	教育学部
農学部	理学部	法学部
工学部	経済学部	医学部
医学部		

改める

第三条の二第一項の表中宇都宮工業短期大学の項を削る。

第七条の二の表中	函館工業高等専門学校	北海道
苦小牧工業高等専門学校		

同表広島大学の項中「医学部」を「歯学部」に改め、同表長崎大学の項中「薬学部」を「工学部」に改め、同表鹿児島大学の項中「文理学部・教育学部」を「法文学部・教育学部」に改める。

富山工業高等専門学校	富山県
石川工業高等専門学校	石川県
福井工業高等専門学校	福井県
錦鹿工業高等専門学校	三重県
鈴鹿工業高等専門学校	三重県
舞鶴工業高等専門学校	京都府
久留米工業高等専門学校	福岡県
有明工業高等専門学校	福岡県
北九州工業高等専門学校	福岡県

に、
を

改める。

(国立学校設置法の一部を改正する法律の一部
改正)

1 条 国立学校設置法の一部を改正する法律
(昭和三十九年法律第九号)の一部を次のよう
に改正する。

2 附則第三項及び第四項を削る。

(国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措
置法の一部改正)

3 附則第七項中「図書館職員養成所」を「旧図書
館職員養成所」に改める。

第八条の二 養成所を卒業した者は、文部省令
で定めるところにより、大学に編入学するこ
とができる。

宮城教育大学及び鉄路工業高等専門学校ほか六
国立高等専門学校を設置し、北海道大学ほか七国立
大学に大学院を、静岡大学に大学附置の研究所を
それぞれ設置し、宇都宮工業短期大学及び図書館
職員養成所を廃止するとともに、国立工業教員養
成所を卒業した者が大学に編入学することができる
こととする等の必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。

○議長（船田中君） 委員長の報告を求めます。文
教委員長渡海元三郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○渡海元三郎君 ただいま議題となりました法律
案につきまして、文教委員会における審査の経過
とその結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、第一に、宮城教育大学を創設す
ること、第二に、北海道大学ほか十一国立大学に
医学部ほか十六学部を設置すること、第三に、室
蘭工業大学ほか七国立大学に大学院を新設すること
と、第四に、静岡大学に電子工学研究所を付置す
ること、第五に、鉄路工業高等専門学校ほか六国
立工業高等専門学校を増設すること、第六に、埼
玉大学の工学部、宇都宮工業短期大学及び図書館
短期大学付置の図書館職員養成所を廃止するこ
と、第七に、国立工業教員養成所の卒業者は大学
に編入学することができること、第八に、この法
律は、昭和四十年四月一日から施行すること、た

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

文部省設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十一年一月三十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

文部省設置法の一部を改正する法律
文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)
の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の二」を「第二十七条」に改め
る。

第五条第一項第十五号中「及び国民体育館」を削
り、同項第十七号の二を削る。

第十一条第一号中「国立西洋美術館」の下に「国立
社会教育研修所」を加える。

第十条の二第五号を次のように改める。

五 削除

第十二条第一項第三号の二を削る。

第十三条第一項第四号中「並びに第二十七条の二
に掲げる学校法人紛争調停委員」を削る。

第十四条中、「第二十七条及び第二十七条の二」
を「及び第二十七条」に、「国立西洋美術館」を「国
立西洋美術館」に改める。

第十五条第一項中「国立西洋美術館」の下に「國
立社会教育研修所」を加える。

第二十条の二の次に次の二条を加える。

(国立社会教育研修所)
関係職員 社会教育に関する団体の指導者その
他社会教育の関係者に対し、社会教育に關する
専門的、技術的な研修を行なう機関とする。

第二十七条第一項の表私立大学審議会の項及び
高等専門学校審議会の項中「及び学校法人紛争の
調停等に關する法律(昭和三十七年法律第七十
号)」を削り、同表中教科用図書検定調査審議会の
項の次に次のように加える。

文部大臣の諮問に応じて私立学校の振興の方策に
關する事項を調査審議し、及びこれに關する事
項を文部大臣に建議すること。

興方策調査会を設けるとともに、文部省の職員の
定員を改める等の必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたし
ます。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内
閣委員長河本敏夫君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

臨時私立学校振興方策調査会の項中「及び学校法人紛争の
調停等に關する法律(昭和三十七年法律第七十
号)」を削り、同表中教科用図書検定調査審議会の
項の次に次のように加える。

文部大臣の諮問に応じて私立学校の振興の方策に
關する事項を調査審議し、及びこれに關する事
項を文部大臣に建議すること。

〔河本敏夫君登壇〕

○河本敏夫君 ただいま議題となりました文部省
設置法の一部を改正する法律案につきまして、内
閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告
申し上げます。

本案の要旨は、文部省の所轄機関として国立社
会教育研修所を設置すること、文部大臣の諮問機
関として臨時私立学校振興方策調査会を設置する
こと、定員を三千八百四人増員すること等であり
ます。

本案は、一月三十日本委員会に付託、二月四日
午後二時三十五分散会

出席国務大臣

大蔵大臣	文部大臣	厚生大臣	通商産業大臣	運輸大臣	建設大臣	農林政務次官	館林三喜男君
田中角栄君	桜内義雄君	神田博君	櫻内義雄君	松浦周太郎君	長規君	農林政務次官	館林三喜男君

○朗読を省略した議長の報告

〔案約送付及び通知〕

一、去る二十三日、国会において承認することを
議決した次の件を内閣に送付し、その旨參議院
に通知した。

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との
間の条約を修正補足する議定書の締結につい
て承認を求める件

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの
間の条約を修正補足する議定書の締結について
承認を求める件

理由

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

本省に国立社会教育研修所及び臨時私立学校振
興方策調査会を設けるとともに、文部省の職員の
定員を改める等の必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたし
ます。

員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたし
ます。

りである。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法

(田中武夫君外十四名提出、衆法第一六号)

律案

(議案受領)

一、去る二十三日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

製造たばこ定価法案

一、昨二十四日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

裁判所法の一部を改正する法律案

一、去る二十四日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

国立及び公立の産業高等学校的教職員に対する産業教育手当の支給に関する法律案

(議案付託)

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次の通りである。

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

農林水産委員会 付託

一、去る二十三日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

製造たばこ定価法案(内閣提出第一二六号)(予)

大蔵委員会 付託

一、昨二十四日、委員会に付託された議案は次の通りである。

中小企業省設置法案(田中武夫君外十四名提出、衆法第一五号)

内閣委員会 付託

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)(参議院送付)

法務委員会 付託

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(三木喜夫君外九名提出、衆法第一四号)

法律案(三木喜夫君外九名提出、衆法第一四号)

中小企業者の事業分野の確保に関する法律案(田中武夫君外十四名提出)

(商工委員会 付託)

(議案送付)

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

一、去る二十四日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

産業教育手当の支給に関する法律案(小林武君外四名提出、参法第九号)(予)

(文教委員会 付託)

(議案送付)

一、去る二十四日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案)

國立養護教諭養成所設置法案

一、去る二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(三木喜夫君外九名提出)

中小企業省設置法案(田中武夫君外十四名提出)

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次の通りである。

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

農林水産委員会 付託

一、去る二十三日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

製造たばこ定価法案(内閣提出第一二六号)(予)

大蔵委員会 付託

一、昨二十四日、委員会に付託された議案は次の通りである。

中小企業省設置法案(田中武夫君外十四名提出、衆法第一五号)

内閣委員会 付託

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)(参議院送付)

法務委員会 付託

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(三木喜夫君外九名提出、衆法第一四号)

法律案(三木喜夫君外九名提出、衆法第一四号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び周の条約を修正補足する議定書の締結についての日本国とアメリカ合衆国との間の条約について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、去る二十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案)

相続税法の一部を改正する法律案(相続税法の一部を改正する法律案)

國会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(國会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案)

一、去る二十四日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関する承認を求めるの件

一、去る二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(三木喜夫君外九名提出)

中小企業省設置法案(田中武夫君外十四名提出)

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次の通りである。

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

農林水産委員会 付託

一、去る二十三日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

製造たばこ定価法案(内閣提出第一二六号)(予)

大蔵委員会 付託

一、昨二十四日、委員会に付託された議案は次の通りである。

中小企業省設置法案(田中武夫君外十四名提出、衆法第一五号)

内閣委員会 付託

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)(参議院送付)

法務委員会 付託

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(三木喜夫君外九名提出、衆法第一四号)

法律案(三木喜夫君外九名提出、衆法第一四号)

たものであつて、その主な内容は次のとおりである。

(一) 事業団の組織等

事業団は、全額政府出資の法人として、当初の資本金を二億円として、政府は必要に応じて追加出資できることとし、主たる事務所を置くことができるところとするほか、事業団の役員は、理事長一人、理事三人以内、監事一人として、その職務及び権限、任免その他に規定を設けたこと。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び周の条約を修正補足する議定書の締結についての日本国とフランス共和国政府との間の条約について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、去る二十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案)

相続税法の一部を改正する法律案(相続税法の一部を改正する法律案)

國会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(國会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案)

一、去る二十四日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関する承認を求めるの件

一、去る二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(三木喜夫君外九名提出)

中小企業省設置法案(田中武夫君外十四名提出)

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次の通りである。

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

農林水産委員会 付託

一、去る二十三日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

製造たばこ定価法案(内閣提出第一二六号)(予)

大蔵委員会 付託

一、昨二十四日、委員会に付託された議案は次の通りである。

中小企業省設置法案(田中武夫君外十四名提出、衆法第一五号)

内閣委員会 付託

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)(参議院送付)

法務委員会 付託

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(三木喜夫君外九名提出、衆法第一四号)

法律案(三木喜夫君外九名提出、衆法第一四号)

脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を修正補足する議定書の締結についての日本国とフランス共和国政府との間の条約について承認を求めるの件

(二) 事業団の業務

事業団は、全額政府出資の法人として、当初の資本金を二億円として、政府は必要に応じて追加出資できることとし、主たる事務所を置くことができるところとするほか、事業団の役員は、理事長一人、理事三人以内、監事一人として、その職務及び権限、任免その他に規定を設けたこと。

必要な施設の造成並びに農業用共同利用施設及び農業者のための集団的な住宅の供する施設及び住民の共同の福祉のため必要な施設の造成並びに農業用共同利用施設及び農業者のための集団的な住宅の造成(以上の施設を、大潟村の隣接市町村で造成する場合を含む。)をすること。

(三) 大潟村の区域内で公用又は、公共用に供する施設及び住民の共同の福祉のために必要な施設の造成並びに農業用共同利用施設及び農業者のための集団的な住宅の造成された施設のうち事業団の所有に係るものについて災害復旧工事を行なうこと。

(四) 以上の業務により整備された土地及び造成された施設のうち事業団の所有に係るものについて災害復旧工事を行なうこと。

(五) 前記(四)の業務により造成された施設の譲渡及び当該施設のうち農業用共同利用施設及び農業者のための集団的な住宅の貸付けその他の管理を行なうこと。

(六) 公用・公用用施設等の用地等事業団が国から直接配分を受けた土地等の譲渡し

すべて自治大臣から再び指定を受けなければ昭和四十年三月三十一日限り競馬の施行ができないこととなり、法律上この再指定は、著しく災害を受けた市町村か又は地方競馬所在市町村に限られるため、現在競馬を施行している百二十八市町村のうち約八十近くの市町村が再指定ができないことになる。しかし、最近における地方財政の窮迫している状況にかんがみ、いま直ちにこれら市町村の競馬による収入を絶つことは、いたずらにその財政に混乱を与えるおそれがあると認められる。よつて、本案の趣旨は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対する別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

農林水産委員長 濱地 文平

[別紙]

競馬法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

競馬等は、本来社会的な娯楽の健全化の方向で規制されるべきであるが、政府は、指定市町村の財政を速やかに確立して期間中に競馬法第一条の趣旨にもとづき、指定廃止ができるよう極力努力すべきである。

右決議する。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

本案は、日本国有鉄道の運営上特に必要な場合に限り、運輸大臣の認可を受けて、現物出資をすることができるとしている。

1 東京都品川附近より千葉県木更津附近に至る鉄道の起点を神奈川県塩浜附近に変更すること。

2 日本国鉄道の発行する鉄道債券の債権者に民法の先取特権に次ぐ先取特権を与えることとすること。

3 その他、日本国有鉄道の業務のうち採炭を削除する等所要の条文整理を行なうこととする。

二 議案の可決理由
本案は、日本国有鉄道の能率的運営により、その発展をはかるため、適切妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十年三月二十四日
衆議院議長 船田 中殿

運輸委員長 濱地 文平

競馬法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

競馬等は、本来社会的な娯楽の健全化の方向で規制されるべきであるが、政府は、指定市町村の財政を速やかに確立して期間中に競馬法第一条の趣旨にもとづき、指定廃止ができるよう極力努力すべきである。

右決議する。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

本案は、日本国有鉄道における業務運営の実

情にかんがみ、その一層の能率的經營をはかるため、日本国有鉄道法を次のように改正しようとするものである。

1 日本国鉄道は、その業務の運営上特に必要な場合に限り、運輸大臣の認可を受けて、現物出資をすることができるとしている。

2 日本国鉄道の発行する鉄道債券の債権者に民法の先取特権に次ぐ先取特権を与えることとすること。

3 その他、日本国有鉄道の業務のうち採炭を削除する等所要の条文整理を行なうこととする。

二 議案の可決理由
本案は、わが国に必要な鉄道交通網を整備するため、適切妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十年三月二十三日
衆議院議長 船田 中殿

運輸委員長 長谷川 峻

関税定率法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書

1 議案の要旨及び目的
(1) 最近における経済情勢の変化に対応するため、カルシウムシアナミド等二〇品目の実行税率を変更することともに、昭和四十年三月三十一日に適用期限が到来する脱脂粉乳等九一品目の暫定税率の適用期限を延長する。

(2) 昭和四十年三月三十一日に適用期限が到来する重要機械類の免税等の暫定関税免除及び還付制度の適用期限をさらに一年間延長する。

(3) 農林漁業用重油の暫定関税免除制度の対象となるA重油の範囲を最近の輸入の実情に即応するよう調整する。

(4) アンモニア系窒素肥料の製造者が、関税納付済みの原油又は粗油から製造された揮発油

をその肥料の原料として使用した場合には、その揮発油が負担していると認められる原油又は粗油の関税をその製造者が納付したものとみなして、その者に還付する暫定関税還付制度(期間一年)を新設する。

(5) 輸入の許可を受けた貨物が、許可後引き続き保稅地域又は税關長の指定する場所に置かれている間に、災害その他やむを得ない理由により滅失、変質又は損傷した場合には、その関税の全部又は一部を払いもどすことができるとしている。

(6) 身体障害者用に特に製作された器具等で令で定めるものが輸入される場合には、その関税を免除する。

(7) 学校、博物館、研究所等において使用する教育用の撮影済みフィルム、スライド、レコード、録音済みテープ等で、輸入後二年以内にその用途以外の用途に供されないものについては、その関税を免除する。

(8) 兵庫県の相生港及び大分県の大分港を開港に追加する。

(9) 「原産地虚偽表示の防止に関するマドリック協定」の改正に関連し、原産地の誤認を生じさせる表示のある貨物についても輸入を許可しないこととする等関係規定の整備を図る。

(10) 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への船用品又は機用品の積込み手続き及び輸出貨物製造用原料品に係るもどし税制度の手続きの簡素化その他所要の規定を整備する。

なお、本案により七億円の增收が見込まれてゐる。

二 議案の修正議決理由

最近における経済情勢の変化に対応するため開港税等について所要の改正を行ない、また、開港を追加するとともに船用品及び機用品の積込手続きの簡素化その他所要の規定の整備を図ることは適切な措置であると認めるが、さらにもうろこについて開港割当制度を採用する必要を認め、別紙の通り本案は修正議決すべきものと議決した次第である。

修正の内容は、最近コーンスタークの生産が急速に伸びたので国内のいもの生産者及び漁粉加工業者を保護するため、現在一〇%の開港を課しているところもろこしについて開港割当制度を採用し、第一次税率一〇%、第二次税率二五%の開港暫定措置を昭和四十二年三月三十一日までの二ヶ年間を限り実施しようとするものである。

昭和四十年三月二十三日

大蔵委員長 吉田 重延

衆議院議長 船田 中殿

(別紙) (小字及び一は修正)

(開港暫定措置法の一部改正)

第三条 国税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条から第五条までの規定中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改め、第六条中「開港定率法別表第二七一〇号に掲げる重油(以下「重油」という。)から本邦において製造された同号に掲げる粗油(以下「開港納付済み原油等」という。)のうち開港納付済み原油等から本邦において製造されたものに、「昭和四十一年三月三十日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「第七条第六項」に改める。

三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改め、第六条中「開港定率法別表第二七一〇号に掲げる重油(以下「重油」という。)のうち、温度十五度における比重が〇・八七五七をこえ、〇・九〇三七以下のもの(温度十五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九〇三七以

下のもので、温度五十度における動粘度が十

五・六センチストーカス以下のものを含むものとし、引火点が温度百二十度をこえるこれらのものを除く。)で」を「重油(開港定率法別表第二七一〇号の一の四に掲げる重油のうち、温度十五度における比重が〇・九〇三七以下のもの及び温度十五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下で温度五十度における動

粘度が十五・六センチストーカス以下のもの並びに同号の一の内に掲げる石油のうち温度十五度における比重が〇・八五をこえるものに限るものとし、引火点が温度百三十度をこえるこれらのものを除く。)のうち、「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

第七条の見出し中「免稅」の下に「及び肥料製造用揮発油に係る開港の還付」を加え、同条第一項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

5 アンモニア系窒素肥料の製造者が、開港納付済みの原油又は開港定率法別表第二七一〇号に掲げる粗油(以下「開港納付済み原油等」という。)から本邦において製造された同号に掲げる揮発油を税關長の承認を受けた製造工場で昭和四十一年三月三十一日までにアンモニア系窒素肥料の原料として使用した場合には、政令で定めるところにより、その開港を軽減し、又は免除する。

2 第七条第六項の規定は、前項の規定により還付を受けようとする者について準用する。

第七条の五第一項中「開港納付済み原油等から本邦において製造された重油」と「開港定率法別表第二七一〇号に掲げる重油(以下「重油」という。)のうち開港納付済み原油等から本邦において製造されたものに、「昭和四十一年三月三十日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「第七条第六項」に改める。

第七条の六第一項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改め、「昭和四十一年三月三十一日」に、「昭和三十九年四月一日」を「昭和四十一年四月一日」に、「昭和三十九年度」を「昭和四十年度」に改め、同条第四項中「第七条の四第二項」を

は、同項の用途に使用した揮発油について、月中の使用数量その他政令で定める事項を記載した届出書を、その使用した月の翌月十五日までに、同項の製造工場を所轄する税關に提出して、当該事項につき確認を受けなければならない。

第七条の二及び第七条の三中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改め、同条第一項を次のように改める。

第七条の八の見出しを「(製造用原料品の減税又は免稅)」に改め、同条第一項を次のように改める。

中「昭和三十九年度」を「昭和四十年度」に改める。

第七条の七第一項中「昭和三十九年度」を「昭和四十年度」に改める。

第七条の八の見出しを「(製造用原料品の減税又は免稅)」に改め、同条第一項を次のように改める。

(2) その他のもの イ マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九%をこえるもの	一一・五%
ロ その他のもの	一一・五%
七 アンチモン鉱 (1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	円二、四〇〇 トントンにつき 昭和四一年
(2) その他のもの	七% 無税
同表第二六〇一号の次に次のように加える。 二七〇四 コーケス及び半成コーケス（石炭、亜炭又は石炭から製造したものに限る。）	昭和四一年 三月三一日年 無税
同表第二七〇九号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、 二七一〇 石油（原油を除く。）及び石油製品（石油の含有量が水分を除いた全重量の七〇%以上の製品に限るものとし、他の号に掲げるものを除く。）	昭和四一年 三月三一日年 七% 無税
一 石油（第三八一四号に掲げる石油添加剤以外の物品をえたもので、その物品の重量が水分を除いた全重量の五%に満たないものを含む。） 〔一〕 挥発油 イ 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のも	昭和四一年 三月三一日年 一キロリットルにつき 二五〇円
学製品製造用のもの (1) 製油の原料として使用されるもの（これららの物品を原料とする製油が関税法第五条（保税工場の許可）に規定する保税作業により行なわれた場合の製品で、同法第四条第二号（原料課税）の税	昭和四一年 三月三一日年 一キロリットルにつき 二五〇円
四 重油及び粗油 イ 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のも	昭和四一年 三月三一日年 一キロリットルにつき 二五〇円
〔一〕 润滑油（流動パラフィンを含む。） ロ その他のもののうち伸展油（温度一五度における比重が〇・八九をこえ、〇・九三以下のものであつて、ステレン及びブタジエンを原料として合成ゴムを製造する際に混入して使用するものに限る。） 〔二〕 その他 (1) 製油の原料として使用されるもの ロ 他の号に掲げるものを除く。並びにヒドラジン、ヒドロキシアルミン及びこれらの無機塩 一 一二酸化ガルマニウム 二八二八 無機塩基並びに金属の酸化物、水酸化物及び過酸化物（他の号に掲げるものを除く。）並びにヒドラジン、ヒドロキシアルミン及びこれらの無機塩 一一三硫酸アンチモン 二八二五 硫化物（多硫化物を含む。） (1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、	昭和四一年 三月三一日年 一キロリットルにつき 二五〇円
〔三〕 温度一五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下のもの (1) 製油の原料として使用されるもの ロ 他の号に掲げるものを除く。並びにヒドラジン、ヒドロキシアルミン及びこれらの無機塩 一 一二酸化ガルマニウム 二八二八 無機塩基並びに金属の酸化物、水酸化物及び過酸化物（他の号に掲げるものを除く。）並びにヒドラジン、ヒドロキシアルミン及びこれらの無機塩 一一三硫酸アンチモン 二八二五 硫化物（多硫化物を含む。） (1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、	昭和四一年 三月三一日年 一キロリットルにつき 二五〇円

国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

同表第一八五七号、第二九〇一号及び第二九一一号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第二九二三号の次に次のように加える。

二九一五 多塩基酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化物及びニトロソ化物

三 フタル酸、無水フタル酸及びイソフタル酸
うちイソフタル酸

無税

昭和四一年
三月三一日

同表第一九一六号、第二九二五号及び第二九二七号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第二九三二号を次のよう改める。

二九三一 有機硫黄化合物

四 その他のもののうちメチルメルカプタン

無税

昭和四一年
三月三一日

同表第二九三七号を削り、同表第二九四二号及び第三二〇五号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同号の次に次のように加える。

三七〇一 感光性の写真用ロールフィルム及び映画用フィルム
(発光しないものに限る。)

二 映画用フィルム

天然色用のもの

ロ その他のもののうちフィルムの幅が三〇ミリメートルをこえ、四〇ミリメートル以下のカラーフィルム(撮影用又は複製用のものに限る。)

一五%

昭和四一年
三月三一日
までにお定めの日

昭和四一年
三月三一日

三八〇五

トールオイル
粗製のもの

無税

昭和四一年
三月三一日

昭和四一年
三月三一日

昭和四一年
三月三一日

昭和四一年
三月三一日

昭和四一年
三月三一日

昭和四一年
三月三一日

一 電子計算機械

(一) 計算機及び電子計算機械(計算機本体、これと組合せる機械)

同表第八四五号の品名の欄中「被加工物の孔の内面のはかその孔軸に直角な端面又は底面を自動的に」を「砥石軸を二本有するもので、被加工物の孔の内面とその孔軸に直角な端面又は底面とともに、かつ、自動的に」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第八四五二号を次のように改める。

八四五二 計算機及び会計機、金銭登録機その他これらに類する計算機構を有する機械(電子計算機械を含むものとし、次号に掲げるものを除く。)

一キログラムにつき四〇円

昭和四一年
三月三一日

適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第七三〇二号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第七四〇一号を削り、同表第七五〇一号から第七五〇五号まで及び第七六〇一号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第七六〇二号から第七六〇六号及び第七六一一号を次のように改める。

七六〇一 アルミニウムの棒、形材及び線

一 棒及び形材

二 線

アルミニウムの板及び帶

三五%

昭和四一年
三月三一日

年

七六〇二 アルミニウムの管及び中空棒

一一三%

昭和四一年
三月三一日

年

七六〇三 アルミニウムの管及び中空棒

一一三%

昭和四一年
三月三一日

年

七六〇四 アルミニウムの管及び中空棒

一一三%

昭和四一年
三月三一日

年

七六〇五 アルミニウム製のより線、綱、組ひもその他これらに類する物品(電気絶縁をしたものと除く。)のうちより線

一一三%

昭和四一年
三月三一日

年

七六〇六 アルミニウムの管及び中空棒

一一三%

昭和四一年
三月三一日

年

七六一二 アルミニウム製のより線、綱、組ひもその他これらに類する物品(電気絶縁をしたものと除く。)のうちより線

一一三%

昭和四一年
三月三一日

年

八一〇四 半金属及びその製品(他の号に掲げるものを除く。)

一一三%

昭和四一年
三月三一日

年

二塊、粉、フレーク及びブレーカー

一一三%

昭和四一年
三月三一日

年

(三) その他のもののうちアンチモンの塊、粉及びブレーカー

一一三%

昭和四一年
三月三一日

年

八四五一 被加工物の孔の内面のはかその孔軸に直角な端面又は底面を自動的に

一一三%

昭和四一年
三月三一日

年

八四五二 被加工物の孔の内面のはかその孔軸に直角な端面又は底面を自動的に

一一三%

昭和四一年
三月三一日

年

電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びに磁気テープコンバーター及び磁気テーププリンターに限るものとし、これらに附屬する制御機を含む。)のうちカード式の入力機及び入出力機(読み取り速度が毎分八〇〇枚以上のものに限る。)、ラインプリンター(四八種類以上の活字を有し、印刷速度が毎分九〇〇行をこえるものに限る。)及び記憶機(磁気テープ式で六ビット以上で構成される字の記録速度が毎秒九〇〇〇字以上のもの、磁気ドラム式で記憶容量が四〇〇〇、〇〇〇字以上のもの、磁気円板式のもの及び磁気カード式のものに限る。)並びにこれらに附屬する制御機

昭和四十年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画において千百七億一千四百万円を予定している。

昭和四十年三月二十四日

建設委員長 森山 鈴司
衆議院議長 船田 中殿

一五%
昭和四一年三月三一日

電力用炭代金精算株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、第二次石炭鉱業調査団の答申にもとづき、石炭対策の強化を図るために石炭鉱業の現状に対応して企業収支の改善を強く推進する必要上、需要部門に對して炭価引上げを要請することとする。

なお、本法は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

1 電力用炭の価格安定に資するため購入及び販売に関する事業を行ない、あわせて石炭供給の円滑化及び流通の合理化に資する事業を行なうため会社の名称を電力用炭販売株式会社に改める。

2 電力用炭の販売及び購入の申込内容が合致しているときは、通商産業大臣が定めた価格により購入、販売を行なうこととする。

3 電力用炭代金の一一手渡し事業を廃止し、電力用炭の販売または購入の契約は電力用炭販売株式会社としなければならないこととする。

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

最近の住宅金融公庫の貸付けに対する要望等にかんがみ、公庫の業務範囲を拡大して、実情に即した貸付制度にする必要があるため、本案が提出されたものである。

本案の主な内容は次の通りである。

1 公庫の貸付けを受けて住宅を建設して賃貸し、又は譲渡する事業を行なう者の範囲に、個人を加えるものとすること。

2 公庫は、新住宅市街地開発事業又はこれに準ずる事業等について、土地の取得造成資金を貸し付ける場合には、学校施設の建設に必要な資金をあわせて貸し付けることができるものとすること。

3 公庫の貸付けを受けて建設される賃貸住宅

等の公共的住宅を含めて一体として建設される中高層耐火建築物等内の店舗、事務所等の貸付金の限度を引き上げるものとすること。

4 土地又は借地権を有する者が賃貸し、又は譲渡するため、中高層耐火建築物等での全部が住宅であるものを建設する場合には、その貸付金の限度は建設費のほぼ全額とすることができるものとすること。

5 公庫の貸付けの対象となる住宅の床面積及び建設費の制限を除くものとする。

6 公庫の理事の定員を一人増員して六人以内とする。

二 議案の可決理由

本案は住宅金融公庫の業務運営の実情にかんがみ、必要な措置と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年度一般会計予算に、電力用炭販売株式会社への追加出資金として、五千万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十年三月二十四日

石炭対策特別委員長 加藤 高藏
衆議院議長 船田 中殿

人以内から四人以内に改めること。

3 総裁は、従たる事務所の業務に関し、理事又は公庫の職員のうちから代理人を選任できること。

4 この法律は、公布の日から施行すること。

医療金融公庫法の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

医療金融公庫は、私立病院、診療所等の設置、整備又は運営に必要な長期、かつ、低利の資金を融通することを目的として昭和三十五年に設立され、以来貸付原資の増額等が行なわれ、公庫の貸付原資は当初の三千億円から昭和四十年度においては百七十億円を見込んでいた。

このよき状況に伴い公庫の業務量は年々増加する傾向にあるので、今回従たる事務所の設置及び理事の増員等の改正を行なおうとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

- 1 医療金融公庫は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

2 医療金融公庫に置くことのできる理事を三

に国立大学の学部、大学院及び附置研究所の設置等について規定するとともに、国立工業教員養成所の卒業者に対する大学編入学資格の付与について定めようとするもので、その要旨は次の通りである。

1 「国立学校設置法の一部改正」

イ 宮城教育大学を新設すること。

ロ 北海道大学に薬学部を、東北大學、新潟

大学及び広島大学に歯学部を、弘前大学及

び静岡大学に人文学部及び理学部を、埼玉

大学に教養学部、経済学部及び理工学部

を、神戸大学及び島根大学に農学部を、鳥

取大学及び長崎大学に工学部を、鹿児島大

学に法文学部及び理学部をそれぞれ新設す

ること。

ハ 室蘭工業、秋田、東京農工、電気通信、

福井、山梨、京都工芸繊維及び九州工業の

八国立大学に大学院を新設すること。

二 静岡大学に電子工学研究所を附置すること。

三 本案施行に要する経費

国立学校設置法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、国立大学及び国立高等専門学校並び

ハ 埼玉大学の工学部、宇都宮工業短期大学及び図書館短期大学附置の図書館職員養成所を廃止すること。

2 「国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法の一部改正」

国立工業教員養成所の卒業者は、大学に編入学することができる。

3 その他所要の規定を整備すること。

4 この法律は、昭和四十年四月一日から施行すること。ただし、神戸大学の農学部及び長崎大学の工学部の設置規定は、昭和四十一年四月一日から施行すること。

5 この法律は、昭和四十年四月一日から施行すること。

6 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行すること。

7 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行すること。

8 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行すること。

9 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行すること。

10 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行すること。

11 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行すること。

12 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行すること。

13 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行すること。

14 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行すること。

15 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行すること。

16 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行すること。

17 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行すること。

昭和四十年三月二十四日

衆議院議長 船田 中殿
文教委員長 渡海元三郎

衆議院会議録第二十一号中正誤

△
二二〇 全く 誤
△
段行 正

明治三十五年三月二十五日第二種郵便物認可

昭和四十年三月二十五日 衆議院会議録第二十一号

定価 一部 二十五円 (ただし良質紙は三十円 (附送料金共)
発行所
東京都港区赤坂夷町二番地 大蔵省印刷局 電話 東京 五八一 四四一一(大)